| No. | お名前 | ご意見及び質問 | 区の見解 |
|-----|--------------------|--|--------------------------------------|
| 1 | 乾 委員 (文京区子ど | 1) 資料 6 保育園の待機児童について、数か所しか希望を記載しなかった方など | 1) 資料 6 → (幼児保育課回答) |
| | も・子育て会議 区民委員) | が待機され、実態として待機児童の定義に当てはまらないとのことでし | 国による育児休業給付金の延長手続きが厳格化されたことで、従前より |
| | | たが、通勤ルート等から数か所しか候補になり得ない場合もあるかと思 | 早期に復職を希望する家庭が増加することが想定されます。 |
| | | われます。「どこでもよければ入れる」体制から、「生活の質を考慮して | 文京区においては、直ちに保育所へ入所することを希望し、復職の意向 |
| | | 必要な場所に子どもを預けられる」ことが本当の意味での待機児童解消 | が高い場合は、選考指数において優先する取り組みを行っております。 |
| | | につながると感じました。 | これにより、復職の意向に応じた保育所入所が叶うように努めておりま |
| | | 質問ですが、直近の動きとして育休延長のための落選目的への入所基 | す。 |
| | | 準厳格化が進められていると思われますが、待機児童数に影響する可能 | |
| | | 性があると考えられます。文京区はどのような対応をしていますか。 | |
| | | 2)資料7 | 2) 資料7 |
| | | と / 泉代 / 学童に入れたにもかかわらず、新1年生での急激な環境の変化のため | → (児童青少年課回答) |
| | | 体調を崩したり、分離不安の出現などで学童に通えない児童が散見され | |
| | | ています。ルールとして出席日数の割合等の規定などあると思うのです | 入室させる観点から、育成室の継続利用に必要な登室率を原則60%と定 |
| | | が、配慮措置等はありますか。 | めております。 |
| | | | ただし、これまでもコロナ等の感染症による欠席については、登室率と |
| | | | して算出する欠席には含めていないなど、継続利用の審査において登室率 |
| | | | のみで一律に決定することではなく、様々なご家庭の事情を考慮し個別に |
| | | | 判断しております。 |
| | | 3) | 3)資料2若者計画 |
| | | 37 異性と有情所画 若者計画は対象者を母子保健施策とすみ分けている旨の説明があり | 3/ 資格2名音前画 → (子育て支援課回答) |
| | | ましたが、子ども子育て計画の p59 は母子を対象とした内容が記載され | 資料第2-4号に関する(仮称)若者計画の「基本的な視点」について、 |
| | | ていたように感じました。重複してもよいのですが、若者計画なのであ | 今回お示しした構成(案)は項目名のみを記載したものであり、こちらは |
| | | れば若者を対象としたアプローチが中身に反映されるべきと感じまし | 子育て支援計画 (p.59) の内容を一部引用したものとなっております。 |
| | | た。 | 次回の第3回子ども・子育て会議においては、各項目について具体的に |
| | | | 説明する文章をお示しします。こちらにつきましては、若者計画の趣旨を |
| | | | 踏まえたうえで、子育て支援計画の記載内容から変更し、母子を対象とし |
| | | | た内容は含まれない文章にて作成する予定です。 |

4) 資料3-2

子どもの権利条約について、性の中身を性別・性的指向・性自認と差 → (子育て支援課回答) 別の内容を具体化されていたのですが、日本ユニセフ協会のIPでは、 性とだけ記載されていました。ダイバーシティーに配慮した結果、具体 的に記載するに至ったとの認識で間違いないでしょうか。

5) 資料4-3

「自分が大事にされているのはどんな時?」と子どもに考えてもらう┃→(子育て支援課回答) 機会があるのは大変重要なことだと感じました。一方で、親子の愛着形 成が作れていない方や、傷つき体験が多いお子様には過酷な質問かもし れないとも感じました。リーダー会議の参加者には縁遠い可能性が高い ですが、子どもの権利条約の普及という観点から、この設問の機会を設し ける際には留意が必要と感じました。

ご指摘いただきましたとおり、「基本的な視点」が若者を対象とした施 策・事業につながるよう、引き続き内容の検討を進めてまいります。

4) 資料3-2

文京区では、平成25年に施行した文京区男女平等参画推進条例の中で、 性的指向、性自認に起因する差別的な取扱いの禁止を定めています。(仮 称)こどもの権利に関する条例においてもこの考え方を明示するため、「性 的指向、性自認」を追加しております。

5) 資料4-3

「こどもの最善の利益」を考えてこどもに関することを決めていく際に は、必ずしもこどもの意見がそのままとおるわけではないという現実があ ります。その場合には、なぜその結果になったかをこどもが理解し、「自 分の意見どおりではないけれど、自分が大切に考えてもらった結果だ」と 感じられていることが重要であると認識しております。

このため、第3回リーダー会議のグループ討議では、「自分が大切にし てもらっている」と感じるのはどんなときかをテーマにしました。

参加者に対しては、すぐに思いつかない場合は、

- ・大人から理由を説明してもらった体験や、そのときどう思ったかについ
- ・どんなときにちゃんと説明してほしかったか などを考えてもらうよう説明しております。

今後も、様々な状況の方がいることを配慮した進め方を検討してまいり ます。